

I 令和4年度の市政の運営方針

1 背景

本市では、住みごこちの良さをより確かなものとし、今後の人口減少に伴い起こりうる事態に備えるため、市政経営の指針として市政経営計画（計画期間：令和2年度～令和5年度）を令和2年3月に策定しました。

しかしながら、新型コロナウイルス感染症の拡大の影響により、今後の社会環境、経済状況、そして市の財政状況の見通しが大きく変わってくることから、令和3年6月にこの計画の一部を見直しました。

税収の大幅な増加が見込むことができず、行財政運営が厳しさを増す一方で、感染症による社会変化に柔軟に対応し、発展を継続していかなければなりません。

2 市政運営の方向性

令和4年度は、可児市政経営計画に位置付ける「住みごこち一番・可児」の実現に向け、「安心なまち」「元気なまち」「楽しいまち」を推進するため、長期的な視点を持ちつつ、喫緊の課題にも対応した4つの重点方針とそれに基づく施策の選択と集中により、限られた財源、資源を効果的・効率的に配分し、次世代にも住みごこちの良さを感じてもらえる取り組みを進めます。

一方、新しい生活様式の定着化や、市民生活の安心・安全の向上に向けた感染症予防対策として喫緊に取り組む必要のある事業については優先的に進めるとともに、重点方針に基づく各施策についてはその必要性を改めて精査し、更なる施策の選択と集中を行います。

なお、令和4年度は市制40周年の記念の年となるため、40周年を踏まえた施策を展開します。

3 可児市政経営計画

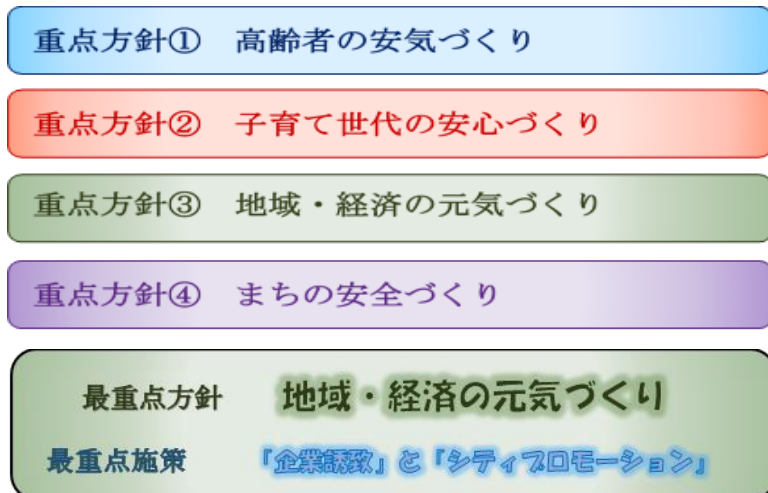
○実現する姿

住みごこち一番・可児
～安心、元気、楽しいまち～ の推進

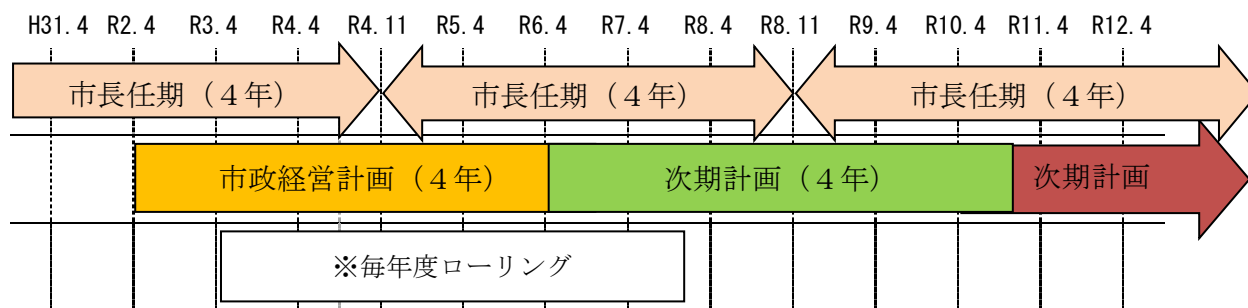
○目指すまちの姿

- ・全国の人々に住みごこちの良さが知られているまち
- ・新たな工業団地の完成と優良企業の進出によって、税収を確保し施策を実現できるまち
- ・ボランティア等、市民の自主的な活動が盛んな活力あるまち
- ・お互いを尊重し合うダイバーシティ・多文化共生のまち
- ・高齢者や子育て世代、そして子どもたちにとって住みよいまち
- ・観光交流人口の増加による賑わいあふれるまち
- ・市民の生命と財産が守られ、安心して暮らすことができるまち
- ・感染症による社会変化に柔軟に対応し発展を継続できるまち

○重点方針（4つの柱）



○計画の期間設定



4 重点事業選定の流れ

(1) 財政フレーム基礎調書兼重点事業調書の作成（～8月）

- ・一般会計の全予算事業について調書を作成します。
- ・重点事業は市政経営計画に位置付けられた事業を基本としますが、新型コロナウイルス感染症対策事業など、優先的に取り組むべき事業は新規に計上してください。

※調書については、様式を見直していますので、新様式で提出してください。（別紙参照）

(2) 「重点事業」の選定（～9月）

- ・市政経営計画（参考資料：事業集）に位置付けられている重点事業を基本として、提出された調書により事業内容を精査し、必要に応じて各課との調整を行い、令和4年度重点事業を選定します。

(3) 予算の編成と市政経営計画の進捗確認（10～3月）

- ・令和4年度当初予算編成に併せ、重点事業説明シートを作成するとともに、市政経営計画の進捗状況について予算措置と比較確認して進捗管理を行います。

Ⅱ 令和4年度当初予算編成の基本方針

1 予算編成の前提となる財政状況

本市の財政状況は、少子高齢化が進む中で社会保障関係経費や大型事業の推進による公債費の増加等により、節約困難な義務的経費が増加していることから、弾力的な財政運営が難しくなってきた状況です。

また、新型コロナウイルス感染症は、発生から1年以上経った現在も感染を抑え込むことができおらず、市民生活や地域経済に与える影響も大きくなっています。また、本市の財政運営に対しても、感染症対策やワクチン接種への対応など新たな行政需要を発生させ、大きな影響を及ぼしています。

特に懸念されることは税収の減少です。令和2年度決算で、税収が前年度比2.0%、3億400万円減となるなど、新型コロナウイルス感染拡大による経済の落ち込みの影響を受けている状況です。令和3年度においても新型コロナウイルス感染拡大による度重なる緊急事態宣言やまん延防止重点措置に伴い、外出や移動の自粛が呼びかけられ、飲食等事業者には休業要請や時短営業が要請されるなど、落ち込んだ市の税収について回復は厳しい状況です。

令和4年度には、市政経営計画のもと進めている可児御嵩インターチェンジ工業団地開発事業やかわまちづくり事業など大きな事業が継続します。また、ウィズ/アフターコロナにおいては、落ち込んだ地域経済を活性化するための取り組みをしていく必要があります。歳入の大幅な増加が見込めない中で、こうした事業を進め、「住みごこち一番・可児 ～安心、元気、楽しいまち～」を実現するためには、今まで以上に厳しい事業選択をしていく必要があります。

こうした状況の中で、事業を進めていくにあたっては、職員一人ひとりが市民生活や経済状況、さらには財政状況についてもしっかり認識した上で、事業実施の是非、事業見直しを進め、市民サービスの実施者として、責任ある予算要求が強く求められます。

2 予算編成の基本的な考え方

令和3年6月の可児市政経営計画改訂時の財政フレーム推計において、令和4年度は大きな財源不足を見込んでおり、さらに、新型コロナウイルス感染症対応も考慮すると、その財源不足額が増大することも考えられます。

よって、前年度に引き続いてすべての事業について、社会情勢や将来見通し、財政状況等を勘案し、事業の目的やねらい、最終形のイメージを明確にしたうえで、0ベースで原点に立ち返って事業の効果を検証してください。

なお、令和4年度予算編成の基本的な考え方は下記のとおりとします。

- (1) 新型コロナウイルス感染症対応事業を除き、市政経営計画に位置付けられた事業であっても、原則、一般財源の増額を伴う新規事業は認めません。
- (2) すべての事業について、原則、前年度予算額以下とします。さらに国県等補助事業を除き、事業縮小・延伸等の調整を実施します。
- (3) 事業の事業効果、必要性、効率性等の検証により、改善すべき課題を抽出し、事務事業の見直しを行います。見直した内容を予算編成に反映させます。
- (4) 感染拡大防止対策の強化と社会活動の両立を図るとともに、地域経済の速やかな回復を目指します。

3 令和4年度予算編成における取り組み

(1) 点検結果を踏まえた見直し【重点取り組み事項】

- ①令和2年度重点事業点検報告書の結果分析（問題点・改善点）及び今後の取り組みポイント、また今年度の事業実施状況の効果検証を踏まえ、財政フレーム基礎調書兼重点事業調書を作成、事業費の積算を行ってください。
- ②重点事業以外の事業であっても、令和2年度及び今年度の事業実施状況を踏まえて、検証・分析を行い今後の課題を抽出するとともに、課題解消に向けた取り組みを検討し、財政フレーム基礎調書兼重点事業調書を作成してください。
- ③課題の抽出にあたっては、事業の効率性向上（事務の効率化、費用対効果等）や財政負担の軽減（適正な受益者負担、管理手法の検討等）等、事務事業の改善の視点で行ってください。
- ④財政フレーム基礎調書兼重点事業調書において、抽出した課題については、各所属だけでなく財政課とともに課題解決に取り組みます。その内容を令和4年度予算に反映させることを目指します。
- ⑤事業の効果検証、精査なき積算は、予算編成過程の中で改善を求めます。

(2) 財政フレームをベースとした予算要求【重点取り組み事項】

- ①提出された財政フレーム基礎調書兼重点事業調書に基づき、企画部で事業の精査を行った上で、令和4年度財政フレームを策定します。

- ②令和4年度当初予算要求時（10月）には、各所属で更なる事業内容の精査を行い、原則、財政フレームをベースとした要求を徹底します。

(3) 歳入の確保

- ①国や県の補助制度の動向を十分注視し、活用可能な制度を適切に予算に反映させてください。ただし、補助制度があっても、人的負担や後年度の財政への影響等を十分に認識したうえで活用を検討してください。
- ②税料等の滞納額の縮減を図る方策を着実に進めるとともに、未利用財産の売却や施設の複合的な活用などに努めてください。
- ③ふるさと応援寄附金や広告収入、イベント協賛金、ネーミングライツなどの外部資金の獲得にさらに積極的に取り組んでください。

(4) 予算要求における積算精度の向上

- ①前年度までの決算状況を分析し、積算方法等の妥当性を十分に検討してください。
- ②原則、2社以上の参考見積りを徴収するなど、積算根拠を明らかにしてください。
- ③予算の流用が非常に多くなっています。前年度の流用の状況を検証し、その結果を予算要求に反映させてください。
- ④経常的な経費の中には、年度によって決算額が増減するものもあります。過去の実績を平均するなどして積算を行ってください。なお、予算執行の際には、真に必要な支出のみとしてください。年度末に予算を使い切る目的で執行することがないようにしてください。

(5) 民間活力と市民力を活かす

- ①民間事業者任せられる業務については、積極的にその内容を検討し、指定管理者制度への移行や民間委託等を進め、将来を見据えて、職員が市民サービス向上のために、より創造的な業務に取り組むことができる環境を整えることを目指してください。
- ②NPOや市民団体、ボランティア等への委託等を通じ、市民力が活かされるよう、共助の仕組みを一層整えてください。

(6) 公共施設等マネジメントと連動した予算要求

- ①施設の建設、改修（設計委託を含む）に係る予算要求については、財政課に提出した施設改修要望調書の案件のみとし、その中で個別施設計画において改修が予定されている事業及びマネジメント戦略委員会及び推進会議で承認された事業や、施設住宅課による緊急度や実施の妥当性等が確認された事業とします。
- ②予算規模の大きい建設事業（大規模改修事業を含む）については、予算要求の段階で実施設計が完了していることを原則とします。

Ⅲ 令和4年度当初予算編成の流れ

